北山村長期総合計画・第2期北山村まちひとしごと創生総合戦略策定支援業務委託 プロポーザル実施要領

1. 目的

この実施要領は、北山村長期総合計画・第 2 期北山村まちひとしごと創生総合戦略策定 支援業務委託の委託者を公募型プロポーザルにより選定するために必要な事項を定めるこ とを目的とする。

2. 委託業務概要

- (1)業務名 北山村長期総合計画・第2期北山村まちひとしごと創生総合戦略 策定支援業務
- (2)業務内容 別紙1業務委託仕様書による
- (3)履行期間 契約締結日から令和3年3月26日
- (4) 見積限度額 4,500千円(税込み)

3. 実施形式

公募型 ホームページにおいて募集

4. プロポーザルに係る日程

(1)質問の締め切り令和2年6月18日(木)17時(2)質問の回答期限令和2年6月23日(火)17時(3)参加申し込み受付期間令和2年6月26日(金)17時(4)提案書受付期間令和2年7月3日(金)17時(5)結果通知予定日令和2年7月7日頃発送予定

5. 参加資格要件

プロポーザルに参加できるものは、次に掲げる要件のすべてを満たすものとし、村がその資格を認めたものとする。

- ①必要に応じて早急な訪問対応が可能な法人であること
- ②和歌山県及び和歌山県内自治体において指名停止を受けていないこと
- ③地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167条の4の規定に該当しないものであること
- ④会社更生法(平成14年法律第154号)の規定による更生手続き開始の申し立て、又は民事再生法(平成11年法律第225号)の規定による再生手続き開始の申し立てが行われたものでないこと
- ⑤暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団(以下

「暴力団」という。)、同条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)の利益につながる活動を行う者又はこれらと密接な関係を有する者ではないこと

- ⑥公租公課を滞納していないこと
- (7)公序良俗に反する利用を行うものでないこと
- 6. 参加申し込みの提出
- (1)提出書類 様式1「参加申込書」
- (2)提出場所 12の所管課と同じ
- (3)提出場所に持参もしくは郵送すること。郵送の場合は、申込期限までに到着したものに限り受け付ける。郵便事故等については提出者のリスク負担とする。
- (4) 令和2年6月26日(金)17時

7. 提案書の提出

別紙1「提案書等作成要領」に基づき、令和2年7月3日(金)17時までに提出すること。

8. 審査方法及び評価基準

- (1)本提案の審査については、提案書に基づき本村職員で構成する選定委員会が行い優先 交渉事業者を選定する。
- (2) 選定結果は、決定後速やかにすべての提出事業者に通知する。
- 9. 提出書類の取扱い
- (1)提出されたすべての書類は、返却しない。
- (2) 提出後の差し替え、追加・削除及び再提出は認めない。
- (3)提出された書類は、提出した者に無断で本プロポーザルに係る審査以外には利用しない。
- (4) 村が必要と認める場合には、追加資料の提出を求めることがある。
- (5) 企画提案書の提出は1者につき1案とする。
- (6)提出された書類に含まれる著作権、特許権等日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果、生じた責任は提出した者が負う。

10.情報公開および提供

村は企画提案者から提出された企画提案書等について、北山村情報公開条例(平成 12 年 3 月 15 日条例第二号)の規定による請求に基づき、第三者に開示することができるものとする。ただし事業を営むうえで、競争上または事業運営上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報は非開示となる場合がある。

なお、本プロポーザルの受託候補者特定前において、決定に影響がでる恐れがある情報につ

いては決定後の開示とする。

11. その他

(1)費用負担

書類作成および提出に係る費用など、必要な経費は全て提出者の負担とする。緊急やむを 得ない理由等により、本公募型プロポーザルを実施することができないと認めるときは、停 止、中止または取り消すことがある。なお、この場合において本公募型プロポーザル方式に 要した費用を北山村に請求することはできない。

(2) 参加辞退の場合

企画提案書の提出後、都合により参加を辞退する場合は、速やかに書面(様式1)により、 担当課あてに提出すること。

(3) 失格事項

次のいずれかに該当した場合は、その者を失格とする。

ア 参加資格要件を満たしていない場合、または候補者決定までの間に参加資格要件を満たさなくなった場合

イ 提出書類に虚偽の記載があった場合

ウ 実施要領等で示された、提出期日、提出場所、提出方法、書類作成上の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合

- エ 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合
- オ 見積書の金額が「2 (4) 見積り限度額」を超過した場合

(4) 著作権等の権利

企画提案書等の著作権は、当該企画提案書等を作成した者に帰属する。ただし、受託先に 選定された者が作成した企画提案書等の書類については、村が必要と認める場合には、村は、 受託先にあらかじめ通知することによりその一部または全部を無償で使用(複製、転記また は転写をいう。)することができるものとする。

(5) 異議の申し立て

企画提案者は公募型プロポーザル方式の実施後、不知または内容の不明を理由として、異議を申し立てることはできない。

(6) 不当要求への対応

契約の履行にあたり、妨害または不当要求を受けた場合は、警察へ被害届を提出すること。 これを怠った場合は、契約の相手方としない措置を講じることがある。

(7) 作成に用いる言語等

本プロポーザルの手続きにおいて使用する言語は日本語、通貨は日本円、単位は日本の標準時および計量法(平成4年法律第51号)によるものとする。

(8) 記載内容以外の事項

本実施要領、仕様書及び提案書等作成要領に示す要件、構成等は主要項目であり、これに

明記していない事項についても、本業務を遂行する上で当然備えるべき事項については要 求内容に含まれるものとして提出書類を作成すること。

12. 所管課

〒647−1603

和歌山県東牟婁郡北山村大沼42

北山村役場総務課(担当:小林)

電話 0735-49-2331

FAX 0 7 3 5 - 4 9 - 2 2 0 7

メール k-kobayashi@vill.kitayama.lg.jp